



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
12月6日
第366号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則(事業課)	1
○ 告 示	
道路区域の変更(道路保全課)	4
道路の供用開始(道路保全課)	5
○ 公 告	
公共測量実施公告(監理課)	5
公共測量終了公告(監理課)	6
随意契約の相手方決定の公告(税政課)	6
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江)	6
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖北)	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東)	7

規 則

滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則をここに公布する。

令和4年12月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第64号

滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 加入者(第6条-第14条)
- 第3章 キャッシュレス投票の実施(第15条-第27条)
- 第4章 雑則(第28条-第32条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県(以下「県」という。)がモーターボート競走法(昭和26年法律第242号。以下「法」という。)に基づき施行するモーターボート競走(以下「競走」という。)に係るびわこモーターボート競走場内(外向発売所を含む。以下「場内」という。)に設置した端末機器および勝舟投票を行おうとする者を識別するための情報が電子的方式により記録されたカードによる勝舟投票(以下「キャッシュレス投票」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(根拠法令等)

第2条 キャッシュレス投票については、法、モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号)、滋賀県モーターボート競走条例(昭和27年滋賀県条例第18号)、滋賀県モーターボート競走実施規則(昭和55年滋賀県規則第13号)およびモーターボート競走法第3条の規定に基づく事務の委託に関する規則(平成20年滋賀県規則第37号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キャッシュレス投票端末 場内に設置したキャッシュレス投票を行うための端末機器をいう。
- (2) 電子識別カード キャッシュレス投票を行おうとする者を識別するための情報が電子的方式により記録されたカードをいう。
- (3) 電子マネー キャッシュレス投票に係る電子計算機に記録される番号、記号その他の符号であつて、キャッシュレス投票における勝舟投票券(以下「舟券」という。)の購入に充てることができるものをいう。
- (4) 電子マネー設定精算端末 場内に設置した電子マネーの設定および精算を行うための端末機器をいう。
(キャッシュレス投票事務)

第4条 県は、キャッシュレス投票を実施するため、舟券の発売、払戻金および返還金の交付その他の事務(以下「キャッシュレス投票事務」という。)を行うものとする。
(キャッシュレス投票の方式)

第5条 キャッシュレス投票は、電子識別カードを使用してキャッシュレス投票端末に舟券の購入内容を入力する方式により行う。

第2章 加入者

(キャッシュレス投票契約)

第6条 舟券を購入できる者は、県とキャッシュレス投票に関する契約(以下「キャッシュレス投票契約」という。)を締結した者(以下「加入者」という。)とする。
(加入の申込み)

第7条 キャッシュレス投票契約を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、知事が別に定める申込書に知事が別に定めるキャッシュレス投票契約の約定を遵守する旨の書面を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、申込者は、申込者の住所、氏名および生年月日が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書その他申込者が本人であることを確認するに足りる資料を提示しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、キャッシュレス投票契約の申込みに関し必要な事項は、知事が別に定める。
(加入者の欠格事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

- (1) 法第11条または法第12条に規定する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行の免除を受けることのできない者
- (4) 法人(個人事業主を含む。)
- (5) 競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者
- (6) その他知事が加入者として不相当と認めた者
(電子識別カードの貸与)

第9条 県は、電子識別カードを作成し、加入者に貸与するものとする。
(加入者番号および暗証番号)

第10条 キャッシュレス投票契約を締結する際、知事は当該加入者の加入者番号を、当該加入者は自己の暗証番号を定め、それぞれ相手方に通知するものとする。
(加入者台帳)

第11条 知事は、加入者台帳を作成し、各加入者について、必要に応じ、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 氏名、性別および生年月日
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 加入者番号
- (5) 暗証番号
- (6) キャッシュレス投票の利用開始年月日
(変更の届出)

第12条 加入者は、第7条第1項の申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を加入者台帳に記入するものとする。
(解約)

第13条 知事は、加入者が解約の申請をしたとき、または加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約することができる。

- (1) 第7条第1項の申込書または同項の規定により提示した書類に記載された事項が真実でないことが判明したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この規則の規定またはキャッシュレス投票契約の約定に違反したとき。
- (4) キャッシュレス投票契約を締結した日から知事が別に定める期間を経過したとき。
- (5) その他知事が加入者として不適当と認めるとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与された電子識別カードを速やかに県に返却しなければならない。

(利用の停止)

第14条 知事は、加入者から知事が別に定める申請書によりキャッシュレス投票の利用の停止の申請があったとき、または加入者が貸与された電子識別カードを紛失したおそれがあると認めるときは、当該加入者のキャッシュレス投票の利用を停止することができる。

2 知事は、前項の規定によりキャッシュレス投票の利用を停止された加入者から知事が別に定める申請書によりキャッシュレス投票の利用の停止の解除の申請があったときは、当該加入者のキャッシュレス投票の利用の停止を解除することができる。

第3章 キャッシュレス投票の実施

(舟券の発売)

第15条 舟券の発売は、100円の整数倍に相当する額をもって行うものとする。

(勝舟投票法)

第16条 キャッシュレス投票における勝舟投票法は、単勝式、複勝式、二連勝単式、普通二連勝複式、拡大二連勝複式、三連勝単式および三連勝複式の7種類とする。

(発売の日時)

第17条 舟券の発売は、当該舟券に係る競走が施行される日(以下「競走施行日」という。)において、知事が別に定める時刻から開始し、知事が別に定める時刻に締め切るものとする。

2 知事が別に定める競走に係る舟券については、前項の規定による発売のほか、当該舟券に係る競走施行日の前日においても、同項の例により発売するものとする。

(電子マネーの設定)

第18条 加入者は、電子識別カードを使用して電子マネー設定精算端末に現金を入金する方法により、電子マネーの設定を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、入金された金額1円当たり電子マネー1単位に換算して電子マネーを設定するものとする。

3 前項および第27条に定めるもののほか、知事は、知事が別に定めるところにより、電子マネーを設定することができる。

4 知事は、前2項の規定により電子マネーを設定したときは、当該電子マネーの数量を加入者に通知するものとする。

5 加入者は、設定された電子マネー100単位当たり100円の舟券を購入することができる。

(電子マネーの精算)

第19条 加入者は、電子マネー設定精算端末において、電子識別カードを使用して、設定されている電子マネーを電子マネー1単位当たり1円に換算して現金に精算することができる。ただし、加入者が第13条第1項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された場合の精算の方法は、知事が別に定めるものとする。

(購入限度額)

第20条 設定された電子マネーに係る舟券の購入限度額は、当該舟券の購入の直前に設定されている電子マネーを電子マネー1単位当たり1円に換算した額とする。

(投票の成立)

第21条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末の画面において、加入者が購入しようとする舟券の内容を確認した旨を県に通知し、県が当該舟券の購入の申込みを承諾した旨を当該画面に表示したときに成立する。

(投票の取消しおよび変更の禁止)

第22条 加入者は、前条の規定によりキャッシュレス投票が成立した後は、舟券の購入の取消しならびに購入した舟

券に係る勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号、連勝式番号の組(二連勝単式番号、普通二連勝複式番号、拡大二連勝複式番号、三連勝単式番号および三連勝複式番号の組をいう。)および購入金額等(購入金額および購入枚数をいう。)の変更をすることができない。

(舟券等の受領)

第23条 発売した舟券ならびに払戻金および返還金は、県が加入者に代わって受領するものとする。

(代理人等による購入の禁止)

第24条 舟券の購入の申込みは、加入者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、または他人の委託を受けて行ってはならない。

(受付の拒否)

第25条 知事は、舟券の購入の申込みについて疑義があるとき、または受け付けることが不相当であると認めたときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第26条 キャッシュレス投票により発売した舟券に係る発売金の収納は、当該発売金の収納の直前に設定されている電子マネーを電子マネー1単位当たり1円に換算した額から収納する方法によるものとする。

(払戻金および返還金に係る電子マネーの設定)

第27条 第23条の規定により県が加入者に代わって払戻金または返還金を受領したときは、直ちにこれらを1円当たり電子マネー1単位に換算して電子マネーを設定するものとする。

第4章 雑則

(舟券の閲覧)

第28条 加入者は、第23条の規定により県が当該加入者に代わって受領した舟券について、当該舟券の発売日から60日以内に限り、閲覧を請求することができる。

(異議の申立て)

第29条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票に関し、競走施行日から60日以内に限り、知事に対して異議を申し立てることができる。

(キャッシュレス投票の記録)

第30条 知事は、加入者に係るキャッシュレス投票の全ての内容を記録するものとし、その記録を60日間保存するものとする。ただし、前条の規定による異議申立てに係る記録は、必要な期間保存するものとする。

(特典の付与)

第31条 知事は、知事が別に定めるところにより、舟券を購入した加入者その他知事が別に定める者に電子マネーに交換することのできる特典を付与することができる。

(その他)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この規則は、令和4年12月8日から施行する。

2 滋賀県モーターボート競走実施規則(昭和55年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第66条の見出し中「電話投票」の右に「およびキャッシュレス投票」を加え、同条中「電話による舟券の発売を行うため」を「滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則(平成5年滋賀県規則第66号)第1条に規定する電話投票および滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則(令和4年滋賀県規則第64号)第1条に規定するキャッシュレス投票の実施」に改める。

3 滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則(平成5年滋賀県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第1条中「勝舟投票()」の右に「滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則(令和4年滋賀県規則第64号)第1条に規定するキャッシュレス投票を除く。」を加える。

第2条中「平成20年滋賀県規則第34号」を「平成20年滋賀県規則第37号」に改める。

第7条第1号中「第12条」を「法第12条」に改める。

告

示

滋賀県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年12月6日から令和4年12月20日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和4年12月6日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域					
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
県道	仰木本堅田線	大津市衣川二丁目字西羅539番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田481番2地先まで	変更後	最小 11.5m } 最大 27.8m	165.3m	道路改良工事(迂回路設置)に伴う道路区域の変更	
		大津市衣川二丁目字西羅539番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田481番2地先まで		最小 9.0m } 最大 32.4m			173.0m
		大津市衣川二丁目字西羅539番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田481番2地先まで		最小 3.8m } 最大 27.8m			
		大津市衣川二丁目字西羅539番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田481番2地先まで	変更前	最小 14.0m } 最大 20.3m	165.3m		

滋賀県告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月6日から令和4年12月20日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月6日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
仰木本堅田線	大津市衣川二丁目字西羅539番2地先から 大津市衣川二丁目字庄田481番2地先まで	令和4.12.6	L=176.4m

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、湖南市長 生田 邦夫から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年12月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 湖南市全域

3 作業の期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年12月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の終了日 令和4年11月7日

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年12月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県税務総合システム改修業務(令和4年度税制改正等に係る法人二税システムの改修対応) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部税政課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3217
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年11月2日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間洋 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額 63,087,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年12月6日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション えだまめ	東近江市百済寺本町1504-2	合同会社ビーンズ 代表社員 高田実紀	東近江市能登川町332-10	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4.12.1	2560590156

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年12月6日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号

		たは開設者の氏名				
訪問看護ステーション そら	長浜市三ツ矢元町22-14A llureⅢ	合同会社そら 代表社員 鈴木ゆかり	長浜市木之本町木之本1988-12	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4.12.1	2560390268

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年12月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ステーション 希美	彦根市平田町 628-14	株式会社 an n	彦根市平田町 628-14	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和4.12.1	2510200740

